

手続説明書

1. 手続実施者の選任に関する事項

(1) 相談

相談員候補者名簿から土地家屋調査士1名及び弁護士1名を選任します。

(2) 調停・簡易調停

調停員候補者名簿から土地家屋調査士2名及び弁護士1名を選任します。

ただし、当事者双方から申出があったときは、その申し出を尊重して特定の調停員を選任することができます。

2. 紛争の当事者が支払う報酬又は費用に関する事項

(1) 相談

①相談手数料 相談申出人は、相談の申出のときに、相談手数料として1時間あたり8,400円をお支払いいただきます。相談時間を延長された場合は、30分あたり2,100円をお支払いいただきます。なお、2回目（継続相談）以降も同様です。

②基本調査費 登記所からの不動産登記簿謄本の交付申請及びその受領、又は備付図面の謄写、図面の取り寄せ等の基本調査を実施する場合は31,500円を予納していただきます。但し、調査の内容が複雑な場合には追加してお支払いいただくことが有ります。なお、調査に必要な実費（公租公課等）は別途ご負担いただきます。

(2) 調停・簡易調停

①調停申立手数料 調停申立人には、調停申立のときに、申立手数料として10,500円及び第1回期日手数料として10,500円、合計21,000円をお支払いいただきます。

②期日手数料 当事者双方には、次回期日を指定したときから7日以内に、第2回期日以降の期日手数料として、各自10,500円をお支払いいただきます。なお、当事者双方の合意により、期日手数料の負担割合を定めることができます。その場合は、それぞれの負担割合に従って期日手数料を納付していただきます。

③成立手数料 当事者双方には、調停成立後7日以内に、成立手数料として210,000円を基本とし、原則として折半してお支払いいただきます。なお、当センターの定める基準に従って加算することが有ります。又、当事者双方の合意により、成立手数料の負担割合を定めることができます。

※簡易調停の場合は不要です。

(3) 相談・調停手続の補助業務

調査・測量・鑑定費用を必要とする場合には、事前に積算基準及び概算見積りを当事者双方に提示し、双方の承諾があれば、作業実施までに見積額を予納していただきます。業務終了後に精算いたします。状況に応じ増減の可能性もあります。なお、当事者双方の合意により、負担割合を定めることができます。

(4) その他の費用

担当調停員が、調停実施に要する出張をした場合、それに伴う旅費・宿泊費その他の費用については、担当調停員が当事者の同意を得て定めた当事者の負担額を、本センターへお支払いいただきます。

合意書作成後の費用

和解の内容により境界標の設置費用、登記費用、印紙代及び和解内容を履行するための諸費用が必要となる場合は、各自別途負担となります。

3. 相談及び調停手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

本センターの相談及び調停手続の標準的な進行は、別紙流れ図①の通りです。簡易調停の場合は、別紙流れ図②の通りです。

4. 非公開及び守秘義務

- ① 本センターが行う相談及び調停は、非公開です。ただし、担当相談員及び担当調停員は、相談申出人または調停申立人及びその相手方の双方が同意し、かつ相当と認める場合は、第三者の傍聴を許可することができます。
- ② 相談員、調停員、運営委員、本会の役員、測量・調査又は鑑定実施員、その他事務職員等は、相談・調停手続中及び手続後に、相談及び調停手続に関する情報を外に漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様です。
- ③ 本センター長は、本センター職員の中から文書管理責任者を任命し、相談記録並びに手続実施記録を保管させ、盗難又は不正アクセスを防止するための文書管理を行わせます。

5. 調停の終了

調停は以下の場合に終了します。

① 和解の成立による終了

② 和解の成立以外による終了

(ア) 申立の取り下げによる終了

申立人は申立を取下げることにより終了させることができます。

(イ) 調停員の判断による終了

調停員が、和解が成立する見込みがないと判断した場合、事案が和解に適さないと判断した場合にも終了させることができます。

6. 和解が成立した場合の書面の作成について

当事者間において和解が成立した場合、本センターはその内容及び成立の年月日を記載した和解契約書を作成し、当事者が署名押印するとともに、担当調停委員が、和解契約成立の立会人として署名押印します。

通常、和解契約書は当事者の数に当センターが保有する1通を加えた数の原本を作成します。

当事者に直接交付するか、または配達証明付郵便により交付するものとします。

7. 記録の閲覧、謄写の請求について

- ① 本センターが保存する手続実施記録は、当事者双方の同意がない限り、第三者には公開しません。
- ② 当事者又はこれらの立場にあった者(これらの一般承継人を含む。以下同じ。)は、調停に関する書類を紛失した等の理由がある場合には、本センターに対し、調停の過程において自ら又は相手方当事者が本センターに提出した書面、証拠書類及び資料又は和解契約書に限り、閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)を求めることができます。ただし、閲覧等の請求の内容に他方の当事者が提出した資料が含まれている場合には、当該資料を提出した当事者又はこれらの立場にあった者の承諾がある場合に限り、当該資料の閲覧等が出来るものとします。
なお、閲覧謄写においては、下記の費用をご負担いただきます。

〔手続実施記録の閲覧・謄写手数料〕 (センター費用規程第10条)

閲覧手数料は1件につき1,000円

謄写手数料はA3サイズまでは、1枚100円

A2サイズ 1枚500円

裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律第14条の規定に基づき、以上の内容を

_____(説明者氏名)_____ が説明しました。

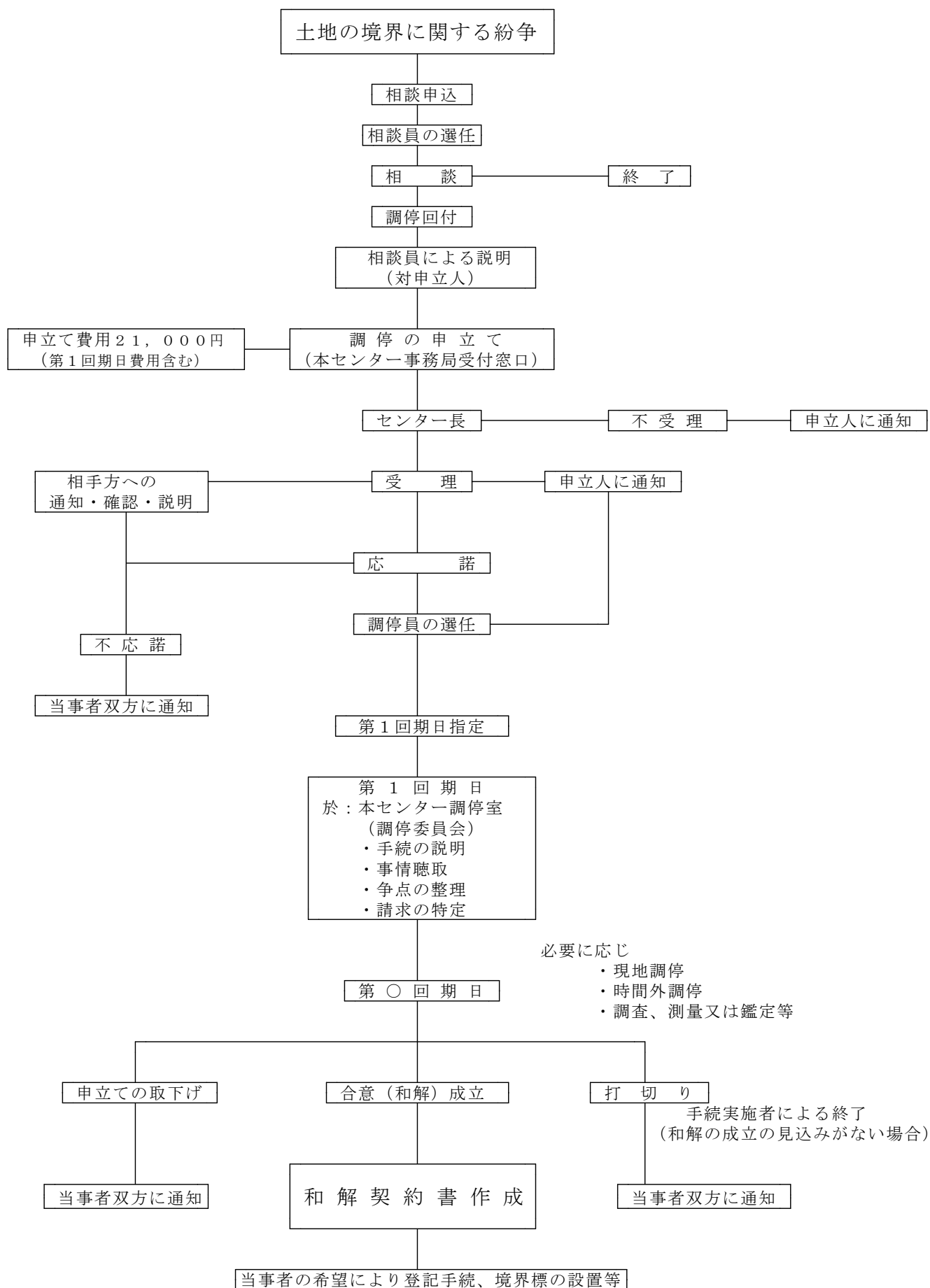
以上のことについて説明を受け、疑問点について適切な回答を得ました。

平成 年 月 日

(申立人・相手方) _____ 印

3. 相談及び調停手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

①



筆界特定後の簡易調停

②

